

VIII. 感染症に伴う届出事項

※保健所への届出は、原則として感染制御部が行う。

※2007 年 4 月 1 日より、結核は感染症法の 2 類感染症に統合された。

(1) 感染症法

届出が必要な疾患は感染制御部のホームページにて確認し、届出用紙および届出基準は感染制御部ホームページからダウンロードし、感染制御部に届け出る。

感染制御部ホームページ <http://www.hosp.med.osaka-u.ac.jp/home/hp-infect/>

(※届出用紙は院内専用ページのため、院内情報端末からアクセスする)

1) 診断後、直ちに届出をする疾患：全数把握

- ① 指定感染症は患者・疑似症患者を届け出る。
- ② 1 類感染症および 2 類感染症のうち重症急性呼吸器症候群は、患者・疑似症患者・無症状病原体保有者をいずれも届け出る。
- ③ 2 類感染症のうち結核は、患者・疑似症患者と、治療が必要な無症状病原体保有者を届け出る。
- ④ 2 類感染症のうち急性灰白髄炎・ジフテリアと 3 類・4 類感染症は患者・無症状病原体保有者を届け出る。

<<届出方法>>

- ・ 平日は感染制御部まで報告する (Fax 不可)。
- ・ 夜間休日は、事務当直に連絡して、感染制御部 on call に連絡する。

いずれも連絡がとれない場合は、吹田市保健所 (Tel : 06-6339-2227) に直接報告する。

2) 診断後、7 日以内に届出をする疾患：全数把握

- ① 所定の様式で感染制御部まで報告する。
- ② 全数把握の 5 類感染症は、患者のみ届け出る。ただし、後天性免疫不全症候群および梅毒は、無症状病原体保有者も届け出る。

3) 指定医療機関の医師が届出をする疾患：定点把握

阪大病院は基幹定点病院であるため、下記についても届け出が必要である。

- ① 感染症発生動向調査 (基幹定点) 報告書で感染制御部に報告する。
 - ・ 感染性胃腸炎 (病原体がロタウイルスであるものに限る)
 - ・ クラミジア肺炎 (オウム病を除く)
 - ・ 細菌性髄膜炎 (髄膜炎菌、肺炎球菌、インフルエンザ菌を原因として同定された場合を除く)

- ・ マイコプラズマ肺炎
- ・ 無菌性髄膜炎
- ・ ペニシリン耐性肺炎球菌感染症
- ・ メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症
- ・ 薬剤耐性緑膿菌感染症

② 感染症発生動向調査（疑似症定点）報告書で感染制御部に報告する。

- ・ 発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。